

第 5 号

令和元年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和2年度 ～令和6年度	千円 4,500
	年次別内訳	
	令和2年度	900
	令和3年度	900
	令和4年度	900
	令和5年度 令和6年度	900 900
企業局所有施設等管理業務	令和2年度 ～令和4年度	8,809
	年次別内訳	
	令和2年度	4,253
	令和3年度 令和4年度	2,278 2,278
緑川発電所リニューアル事業 関連工事	令和2年度	3,978

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫